

## 第十二編 女子職業問題

### 序説

我國の産業組織は今日猶ほ資本主義的組織への過程にあるものと見てよいであらう。此事は殊に我國の女子職業問題を考察するに當つて強く感ぜらるゝのである。女子經濟活動の範圍が、家庭經濟より國民經濟へ、非營利的活動より營利活動へと變遷すること、並に其結果女子自身の蒙むる影響、更らに夫れが社會一般に及ぼす影響等を考察することは、經濟組織の上に於て過渡期に在る我國に於て極めて興味ある研究の一である。

本年度の我國女子職業問題を通觀する爲めに左の順序に依て主要なる問題の記述を試みた。即ち、第一職業女子の團體及職業紹介、第二女工、第三藝娼妓、第四家婢、第五看護婦、第六電話交換手、第七女教員、第八女子官公吏とし、大體「筋肉労働者」より「頭腦労働者」への順序に依り各項目中に於ての事件の記述は曆日に依つた。

猶各項目の後に調査統計を置いた點は昨年と大差ないが本年は、女工教育、女工の労働爭議は一切取扱はなかつた。それは女工の教育は「労働者教育」に女工の労働爭議に就いては「労働爭議」の項へと譲つたからである。

### 第一 職業女子の團體及職業紹介

#### 1 覺醒婦人協會

神戸市に於て長谷川、小田、賀川の諸女史主唱して職業婦人を中心とする婦人團體を組織し三月中旬發會式を擧げた。此團體は從來の婦人團とは趣を異にし職業婦人を中心とするものであつて、新婦人協會とは何等の關係もない。同協會々則の主要なるものを擧ぐれば左の如し

第一條 本會を覺醒婦人協會と稱し事務所を神戸市葺合北本町六丁目二二〇に置く

#### 組織及目的

第二條 本會は婦人運動の急務を悟り新時代に覺醒したる婦人を以て組織す

第三條 本會は婦人の地位の向上、徳性の涵養、社會的權利の伸長を圖り職業婦人の解放に努めんことを期す

#### 事業

第四條 本會は前條の目的に依り左の事を行ふ

一、婦人の權利擁護及女性文明の促進に必要な法規の作製改廢

二、職業婦人の覺醒及解放に必要な事業

三、母性の保護及廢娼運動

四、婦人問題の講演、宣傳、出版

五、婦人職業狀態の調査及改善

第五條 本會は「覺醒婦人新聞」を發行し一般婦人組合の機關紙として正會員及賛助員に無料頒布す

#### 會員及其種類

第六條 本會々員を左の二種とす

一、正會員 二、賛助會員

第七條 正會員は本會の趣旨に賛成し會費一個月拾錢を納入する婦人とす

第八條 賛助會員は本會の趣旨に賛成し其事業を授けんとする特志の士にして會費金拾錢を納入するものとす

斯くて同協會では三月廿七日午後二時より神戸市永澤町兵庫實業補習學校に於て女子文化革新演說會を開き、賀川春子氏の「破壊されたる友情の恢復に就いて」の演說あり後河田嗣郎博士の「婦人労働問題」と題する講演があつて後左の宣言を爲し午後五時三十分閉會した。

#### 宣言

私達は新しい時代に目醒めたものであります。今日の日本の女子は餘りに過去の因習に捕はれて自己の地位を見縊り過ぎて居ります。今日迄に政治的權利は勿論の事、家庭の地位さへ充分與へられなかつたのであります。日本の産業は多く女子に依つて爲され、他の文明國で見ることの出来ない地方の女子の労働者丈けでも十幾萬人を數へると云ふ有様であります。又一方公娼の數は各國に比較して最大多數を示し、女子教育の進まず離婚の數は高く産兒死亡率は増加し、日本の女子は文明の餘澤に漏れて居るのではないかと思はされて居るのであります。それで私達は茲に覺醒して自己の地位を改善せねばならぬと思ふのであります。併し私達はあく迄女らしく決して男子を敵としていなく、其共同者として立ちたいのであります。今日迄の殺伐なる文明に引代へて私達は女性美の光る文明を打ち建てたいのであります。今は實に女性の目醒むべき秋であります。

## 2 婦人事務員協會

東京に於ける第三商事株式會社の石井貞子、同寺平英哉子、同青木落葉子、萬壽生命保險の村上秀子の諸氏外十數名の職業婦人の發起せる「婦人事務員協會」は五月八日午後一時より東京市麴町區市ヶ谷見付の女子商業學校に於て發會式を擧げた。當日には發起人村上秀子氏、東京市社會局の本間寅五郎氏、嘉悅校長、山田わか子氏等の演

説があつた。同會の趣意書並に規則左の如し。

### 婦人事務員協會趣意書

婦人が經濟的獨立を得るには婦人事務員が最も適當で且つ有利な道ではあるまいかと思はれます。併し今日では未だ如何なる銀行會社が婦人の就職を要求し、又それに入社するには如何なる手續によつたらよいか、其處の事情がよく知れ渡つてゐない爲めに、外に出で充分働く事の出来る婦人も、その好個の職業に従事することが出來ずに居る人が澤山あります。本會ではそれ等の人々の爲めに、特に銀行會社と渡りをつけ、御紹介の勞を取り度いと思ひます。職業婦人の今日迄の成績を調査して見ますと、職業婦人としての缺點は、發案の能力に乏しいこと、責任を以て事に當る心の少ないことなどであり、ますが、長所としては一定の方針に従つて綿密に事務を執る點に於ては、男子に優ることも劣る事はないと言ふのが、一般の調査の一致して居る處であります。併し此の婦人の缺點なるものが果して先天的で救ふことの出來ぬものであるか、或は教育及び社會の待遇を改良することによつては、婦人も男子と同じく經營統一の任に當り得るかと言ふ事は、大なる疑問であると言はれて居りますが、私共は教育及び社會の待遇の如何によつては、婦人も男子と同じくなり得るものであると思ふのであります。現狀の儘では之を事實上に見る迄に、可成多くの歳月を要する事と思ひます。其處で本會はそれらの缺

點を補ぎなはんが爲めに、お互に援助して進歩の途を講じ、趣味向上の實を擧げ、各自の職業を尊重し、尊敬を拂つて自ら満足して働くと共に、又他の一面に於ては小成に安んずることなく、才能及品性を磨いて婦人事務員の地位の安定と向上發展を圖る事が趣意で御座います。

### 規則

- 一、本會の名稱、婦人事務員協會
- 二、本會の事務所、東京市本郷區駒込神明町四百四十番地
- 三、本會の目的、本會は會員相互の援助を旨とし共に知識を磨き品性を陶冶して婦人事務員たる職業的地位の向上發展を期し併て職業範圍の擴張を謀り以て精神的物質的安定を得るを目的とす
- 四、本會の組織、現に銀行會社に就職する婦人事務員を以て正會員とし婦人事務員たらんとするものを準會員とし本會を援助するものを賛助員として之れを組織す
- 五、本會に幹事若干名を置く  
幹事は正會員の互選を以て定む
- 六、幹事は本會を代表して一切の事務を執行す
- 七、本會の事務は正會員の總會に於ける出席會員の過半数を以て之を決定す
- 八、本會は少なくとも年に一回正會員の總會及び全會員の總會を開くべし  
幹事が必要と認めたる場合は何時にても臨時總會を開くことを得
- 九、本會に庶務係及び會計係を置く幹事會に於て之れを選擧す

十、會員は毎月金三十銭の會費を負擔す  
但し準會員に對しては入會金を徴收す

### 3 愛國婦人會の婦人職業相談所の開始

東京市麴町區飯田町一丁目なる愛國婦人會に於ては大正十年四月二十日同所内に婦人職業相談所を設けた。

事業開始當日より十二月十五日迄の成績は求人數六百八、求職者九百五十人、内紹介數約三百人にして求職者多き月は百六十人に及びしこともある。年齢は二十歳乃至三十歳のもの多數を占め、新婚のものも可なりある。此等の人々には地方出の人多く實際に生活の壓迫よりする人は殆んどない。苦學を爲さんとするものも多く従つて事務員、内職、家庭教師等を希望する。教育程度も相當高い。

尙同所は八月附屬實業部を設け、中流階級の夫人達に對し内職を奨励せんが爲め技術の無料教授を爲す。八月二十日より和服仕立を、十月一日よりミシン部を設置し、十二月末現在に於ては前者に四十人、後者に二十人の講習生を見る。講習は事務所であるのであるが主婦を家庭より外出せしむるは不可なりと做し身元確實なる者に限り自宅講習を許可す。十二月末現在にて四人ある。

## 第二 女工

### 一 女工供給組合

製絲當業者の女工募集の狂熱的競争の弊を防かんとして、大正八年十二月岐阜縣大野郡町村長會議の決議を以て女工供給組合を設置して以來、大正九年には同縣飛驒各郡にも設置せられ、大正十年六月山梨縣下に、最近には新潟、群馬兩縣下にも設置せらるゝ等本州中部地方の製絲國全體に其普及を觀る有様である。之は單に製絲女工の募集上に於ける改革たるに止まらず、更に製絲界一體に一大變化を及ぼすであらうと觀測されて居る。更らに之を女子勞働者の立場から觀る時には、假令半官半民ではあるが一種の女子勞働組合であつて此點に於て殊に注目すべきであらう。

左に最も古き歴史を有し他縣の模範となつてゐる岐阜縣下の女工供給組合に就き記述しよう。

#### 1 岐阜縣女工供給組合

(本所よりの紹介に對する  
縣當局の回答に據る)

#### 供給組合設立の趣旨

最近各種工業の勃興は著しく職工を要求するに至り工業主は常に職工の募集に腐心しつゝあるの狀態に在り然るに本縣は古くより出稼職工に

對し歴史を有し就中飛驒國並に郡上地方は山岳重疊し加ふるに耕地少なくて婦女子の勞力は一ヶ年を通し潤澤なるにより之れ等の婦女子は各地の工場に出稼するもの多く従て村に於ける副収入を増加し農家經濟を緩和しつゝあるの狀態に在り依て出稼職工の數は年々増加し現在職工總數四萬二千三百四人縣外出稼職工一萬七千六百二十二人を算するに至れり。如斯出稼職工の増加に伴ひ一面又之れ等に伴ふ弊害も又漸く多きを加へつゝあるは事實にして飛驒國に於ける高山町地方の工女歸郷中の動靜を見るに彼れ等は募集員の宿所に自ら出入し或は演劇、活動寫眞の觀覽を申込み尙且つ其の宿所に宿泊を求めて支拂を募集員に依頼する等之れを以て殆んど當然の行爲と爲すに至り常に數名の工女又は父兄は其の宿所に宿泊し居るを見一面又募集員は此の要求に應せざれば他の工場に應募するの虞あるを以て勢ひ此の要求を容るゝ場合多きにより従て酒食を之等と共にし遂には風俗を紊るに至るの場合多きのみならず一方工場主の手許に於ても募集費額は夥しく増加し従て此の儘に推移せんか現在の職工募集は金力募集の譏を免れず小工場主は殆んど職工を得るの途なきの弊に陥りつつあり

前述の如く出稼職工の弊風は地方のみに止らず工女自身に對しても又著しきものあり、今其の重なるものを擧ぐれば彼等は毎年十二月各工場事業終了と同時に歸郷するものにて其の歸郷の際に於ける風裝を云へば極めて華美にして歸宅後に於ても翌年二月若くは三月更に出稼する迄

の期間何等爲すこなく白粉を用ひ香水を使用し、三々伍々往復する結果遂に地方の純朴なる一般家庭に於ける子女の風俗をも悪化せしめつつあり

依て本縣に於ても之れ等募集運動より生ずる各種の弊害を改善する爲め大正六年三月縣令第十六號を以て職工募集取締規則を制定して嚴重なる取締を行ひつゝあるも前述の如く弊風の度は益々著しきものあるにより更に大正八年十月二十六日一部の規則改正を行ひて弊害矯正に努めつゝあり然し此の募集行爲の直接衝に當る募集従事者なるものは多く（大正十年一ヶ年間従事者許可數四千人）地方に於ける無職の徒並工場に於ける下廻り等にして従て學歴少なく常識に乏しきもの多き爲め募集行爲は依然として惡辣なる手段を弄し何等改めざる故年々處罰件數を増加しつゝあり

如斯本縣に於ては職工募集に對し之れが改善に相當努力致し居る次第なるが更に地方に於ても之れが改善を識者間に唱ふるもの漸く多きを加へ遂ひに之れが具體的方法として大正八年十二月大野郡町村長會議の決議を以て各町村に女工供給組合を設置し從來の各種募集運動より生ずる弊風の改良は勿論内容の不完全なる工場に出稼の職工保護を目的として活動を開始し更に大正九年益田、吉城、郡上、加茂の四郡にも同様な組合の設置を見るに至れり

#### 組合事業の概況

甲 組合の組織並に事業  
イ 組合の組織 區域内に住所を有し（一町

村區域）各地の工場に就業し若くは就業せんとする工女及其の父兄並に特別會員（町村長其の他有力者）を以て組織す

ロ 組合の事業 組合に於て行ひつゝある事業の概目

一、組合員の就業すべき工場選定に關し其の監督斡旋を爲すこと

二、工場主並に組合員の需めに應じ工女供給上の交渉及斡旋を爲すこと

三、組合員工場主間に於ける契約の締結又其の履行を監督すること

四、其の他賃金の支拂等に關する事項

五、歸省中の組合員の補習教育

ハ 組合の經費 現在組合の事務は全部町村役場に於て行ひつゝあるのみならず事業費として相當の經費を要するにより組合は手数料として供給工女一名毎に對し工場主より徴收しつゝあり

ニ 手数料 手数料の徴收は組合により少額つゝの差異あるも一人三圓以下なり

ホ 組合役員 各組合とも組合長には町村長を副組合長理事には役場員、區長、工女の父兄等を選擧し居れり

乙 組合活動の現況

組合の組織並に事業の概況は大様前記の如き方法に依るもの全部を占め居れり而して現在行ひつゝある状況を見るに大野郡は設置後二ヶ年を経過し居るにより相當の成績を上げ居るも他の四郡は九年未だに於て募集期に差迫りたる勿々設置したるものなるに

より事業の内容に未知數のもの多し然れども組合員の就業すべき工場の選定斡旋は各組合共實行せり

而して其の斡旋の模様は毎年十二月一ヶ年の就業を終て歸省したる（主として製糸工女）組合員を集合せしめ總會を開催し各組合員より前に出稼したる工場の設備其の他の模様等に就き組合相互に意見を交換せしめ同時に本年出稼入場すべき組合員の申込書を徴し其の申込みに依りて組合は工場に交渉を開始すると共に一面其の工場の内容並に契約の條件等を調査の上斡旋をなすの方法を採り更に未だ一回の出稼を爲さず本年始めての者に對しては組合が各種工場の模様を本人並に父兄に談合して入場工場を決定せしめ居れり

依て現在に於ての工女供給の方法は組合が組合員即ち工女の申込によりて斡旋をなすもの多きも將來に於ては組合の意志によりて組合員を或程度迄指定工場に入場せしむるを理想となし居れり

尙組合に於ては組合員出稼先の工場内容調査並組合員の慰問等の爲め役員組合員を以て視察團を組織し年一回乃至二回各地に出張せしめ居れり、更に組合事業として徹底的に振興を圖りつゝあるは工女教育にして今吉城郡の模様を述べれば各組合共工女の歸省時期即ち一月二月の交に於て工女講習を開催し教場は地理の關係上、一組合に於ても數ヶ所に設け學校寺院等を利用し期間

は三十日乃至五十日を標準とし一日六時間の教授を行ひ科目は裁縫を主とし修身・作法、國語、家事、衛生を附帯教授となし尙簡易なる家庭染色法をも設け教授事項は實際生活に適應せしむべく努めつゝあり

丙 供給組合郡聯合會

各組合共殆んど同一の歩調にて事業を行ひつゝあるにより之れ等事業の統一を爲すに共に一層組合の組織を強固にならしむる爲め各郡共に郡を區域とする聯合會を組織し會長には郡長、副會長には互選に依る會員組合長監事に所轄警察署長をなし事務所を郡役所内に設けて各組合事業を指導督勵し連絡統一を圖りつゝあり

(一) 縣別職工供給人員

縣名	紹介工場數	郡上	加茂	益田	大野	吉城	計
長野縣	四	三	二	一	二	一	一〇
愛知縣	四	三	二	一	二	一	一〇
埼玉縣	六	〇	〇	〇	〇	〇	六
滋賀縣	三	二	〇	〇	〇	〇	五
群馬縣	三	〇	〇	〇	〇	〇	三
福島縣	二	〇	〇	〇	〇	〇	二
三重縣	四	〇	〇	〇	〇	〇	四
京都府	二	二	〇	〇	〇	〇	四
計							五九

縣名	職工組	職工總數	申込數	未申込數
神奈川縣	一	〇	〇	〇
佐賀縣	一	二	二	〇
兵庫縣	一	〇	〇	〇
静岡縣	一	〇	〇	〇
東京府	一	〇	〇	〇
岐阜縣	二	九	八	一
外合計	二	九	八	一
岐阜縣	二	九	八	一
總計	二	九	八	一

聯合會の事業

- 一、優良工場を選定
- 一、工女の出發歸郷の節に於ける引率
- 一、工場調査視察並に慰問團の派遣
- 一、工女教育の統一
- 一、手数料徴收方法並に金錢出納の監督
- 一、其の他組合の必要なる事項の指導
- 一、該組合に對する雇主被雇人の態度に就ては別に記載すべき事項なし
- 一、現在の組合數並に所在地

2 岐阜縣下女工労働供給組合の成績

(同縣工場課大正十年三月十五日調)

(一) 郡別組合數並組合員數

郡名	職工組合數	職工總數	申込數	未申込數
郡上郡	七	二、四七	二、〇六	四一
加茂郡	八	六二	四三	一九
益田郡	二	一、七三	一、六四	九
大野郡	三	二、三〇	二、四三	一三
吉城郡	二	二、四六	七三	一、七三
合計	二二	九、五二	七、一〇	二、四二

3 山梨縣下女工紹介組合數

山梨縣に於ては、大正十年春設けられたる、山梨善誘協會内に女工紹介組合なるもの設けた。其規程、施設殆んど岐阜縣の如し、左に郡別を掲げてみよう。(同縣當局調査に據る、山梨善誘協會内に女工紹介組合なるも大正十年六月の創立當時より、十二月十六日迄に於ける、山梨縣下女工紹介組合數の

北巨摩郡 二九 南巨摩郡 一二  
西八代郡 三 合計 四四

4 山梨生絲同業組合の女工紹介組合反對

山梨善誘協會の事業に屬する女工紹介組合組織に關し、義に同會々長たる長野知事より山梨生絲同業組合に對し意見を求めたる處、同組合にては八月上旬左の如き回答をなし、反對の意向を示した。

- 一、製絲業家は何れも幾多の歳月を重ね多大の犠牲を拂ひて女工を養成し及び訓練を爲したるもの故之を自己の工場にて雇傭するは敢て他の紹介を煩はす必要なきものと信ず
- 二、女工紹介組合は各製絲業者より申込たる女工數を充實せしむること
- 三、女工紹介組合の事業を遂行せんとするには宜しく先づ女工養成所を設立し其修業證書を有する女工を各製絲業者の要求に應じて派遣するの方式に出でられたきこと
- 四、女工紹介組合分區長其他の職員にして製絲業に關係を有する者の女工契約をなすに當り公平を缺き又は其職務を行ふに支障若しくは弊害を生ずるの虞あり之れが監督を講ずるの要あり
- 五、製絲業は其製品に各自の特色ありて一様ならずこれが職工は其工場と離るべからざる特殊の技能を必要とするものに付其雇入を獨り

女子職業問題

女工紹介組合にのみ依頼するは甚だ不安に堪へざる所なり故に前項を容認せざるに於てはこれが施行を延期せられたし

二 紡績女工と音楽、舞踏

富士瓦斯紡績會社にては昨春より本年へかけて、小山、小名木、程ヶ谷、川崎の各工場に小林愛雄氏の作歌、弘田龍太郎氏の作曲になる工場歌、工場歌劇、盆踊の改造曲等を採用して以來工場音楽、殊に紡績工場に於ける音楽熱は非常なる勢を以て全國に普及した。本年に入つてからは鐘ヶ淵紡績、東洋紡績の各工場に於ても音楽、舞踏を採用するに至つた。

此等工場音楽の首唱者小林文學士、作曲家の音楽學校助教授の弘田龍太郎、平戸大の諸氏は今夏東京府下澁谷の女子音樂園に事務所を置き、民衆音楽普及會の名を以て盛んに工場音楽の普及と宣傳に盡力してゐる。

三 調査統計

1 長野縣下女工の疾病調査

長野縣は我國に於て最も製絲業の盛んな地方である、従て製絲女工の數も亦一番多

い。今左に同縣工場課の調査に據る同縣下の女工の疾病に關する統計を擧げて、一般製絲女工の健康状態の参考としよう。(但長野縣工場法施行細則にて健康診断を強制せるは常時五十人以上使用する工場である。)

一、大正九年健康診断施行工場並職工數  
工場數 四一三(内非製絲工場九)  
職工數 八、七九(内男 九、六三〇 女七、二五〇)

病名	有病者病類別		計
	女工	男工	
結核性疾病	五〇	三	五三
脚氣	二三	八	三一
心臟病	二六	三	二九
トラホーム	一一一	一〇三	二一四
其他眼疾患	一六	三	一九
肋膜炎	八	五	一三
其他呼吸器疾患	三六	二六	六二
消化器疾患	六四	四〇	一〇四
ロイマチス	三七	—	三七
生殖器病	四	一	五
皮膚病	六〇	三	六三
感冒	一六	二〇	三六
其他	二六	二六	五二
合計	三、三六	二、四九	五、八五

右の表に據つて知り得る如く、男工は三十九人弱に對して一人の有病者あるに反し、女工は二十一人強に對して一人の有病

者ある割合となる。而して此等女工の疾病に就き著しきはトラホーム其他眼疾患者の數であつて一、二七五人、實に女工有病者の半數以上を占めてゐる。而して之に次ぐものは消化器呼吸器の疾患である。

2 諏訪製絲女工の年齢

長野縣諏訪郡平野村器械製絲工場の女工一萬九千三百一人に就き調査せる年齢別如左。

年齢	人員	年齢	人員	年齢	人員
三	三〇	七	二七	四	三
三	八〇	八	一〇	四	三
四	七六	九	八	四	三
五	二〇三	一〇	一〇	四	三
六	二二	一一	五	四	三
七	二〇六	一二	五	四	三
八	二〇四	一三	五	四	三
九	三三	一四	四	四	三
一〇	一七五	一五	五	四	三
一一	二六三	一六	五	四	三
一二	一〇八	一七	五	四	三
一三	八五	一八	五	四	三
一四	五五	一九	五	四	三
一五	三六	二〇	五	四	三
一六	二六	二一	五	四	三
一七	一八	二二	五	四	三
一八	一〇	二三	五	四	三
一九	三	二四	五	四	三
二〇	一	二五	五	四	三
二一	一	二六	五	四	三
二二	一	二七	五	四	三
二三	一	二八	五	四	三
二四	一	二九	五	四	三
二五	一	三〇	五	四	三
二六	一	三一	五	四	三
二七	一	三二	五	四	三
二八	一	三三	五	四	三
二九	一	三四	五	四	三
三〇	一	三五	五	四	三
三一	一	三六	五	四	三
三二	一	三七	五	四	三
三三	一	三八	五	四	三
三四	一	三九	五	四	三
三五	一	四〇	五	四	三
三六	一	四一	五	四	三
三七	一	四二	五	四	三
三八	一	四三	五	四	三
三九	一	四四	五	四	三
四〇	一	四五	五	四	三
四一	一	四六	五	四	三
四二	一	四七	五	四	三
四三	一	四八	五	四	三
四四	一	四九	五	四	三
四五	一	五〇	五	四	三
四六	一	五一	五	四	三
四七	一	五二	五	四	三
四八	一	五三	五	四	三
四九	一	五四	五	四	三
五〇	一	五五	五	四	三
五一	一	五六	五	四	三
五二	一	五七	五	四	三
五三	一	五八	五	四	三
五四	一	五九	五	四	三
五五	一	六〇	五	四	三
五六	一	六一	五	四	三
五七	一	六二	五	四	三
五八	一	六三	五	四	三
五九	一	六四	五	四	三
六〇	一	六五	五	四	三
六一	一	六六	五	四	三
六二	一	六七	五	四	三
六三	一	六八	五	四	三
六四	一	六九	五	四	三
六五	一	七〇	五	四	三
六六	一	七一	五	四	三
六七	一	七二	五	四	三
六八	一	七三	五	四	三
六九	一	七四	五	四	三
七〇	一	七五	五	四	三
七一	一	七六	五	四	三
七二	一	七七	五	四	三
七三	一	七八	五	四	三
七四	一	七九	五	四	三
七五	一	八〇	五	四	三
七六	一	八一	五	四	三
七七	一	八二	五	四	三
七八	一	八三	五	四	三
七九	一	八四	五	四	三
八〇	一	八五	五	四	三
八一	一	八六	五	四	三
八二	一	八七	五	四	三
八三	一	八八	五	四	三
八四	一	八九	五	四	三
八五	一	九〇	五	四	三
八六	一	九一	五	四	三
八七	一	九二	五	四	三
八八	一	九三	五	四	三
八九	一	九四	五	四	三
九〇	一	九五	五	四	三
九一	一	九六	五	四	三
九二	一	九七	五	四	三
九三	一	九八	五	四	三
九四	一	九九	五	四	三
九五	一	一〇〇	五	四	三

左の統計は警視廳工場課が其管轄内に於ける二十一工場に關し大正八年五月三十一日現在にて調査せる結果の重なるものである。右二十一工場に於ける職工總數二千五百十五、内男工百六十五、女工二千三百五十(内世帯主三)

一 製絲女工の年齢

年齢別	人員	年齢別	人員
十三歳以上	一四	二十六歳以上	四五
十四歳未滿	一一七	二十七歳以上	二九
十四歳以上	二四六	二十八歳以上	一三
十五歳以上	二七九	二十九歳以上	一六
十六歳以上	二六三	三十歳以上	一一
十七歳以上	二六八	三十一歳以上	三三
十八歳以上	二二九	三十五歳未滿	一一
十九歳以上	二二四	四十歳未滿	二二
二十歳以上	二二〇	四十歳以上	九
二十一歳以上	二一〇	五十歳未滿	三
二十二歳以上	一〇八	五十歳以上	三
二十三歳以上	七六	合計	二、三五〇
二十四歳以上	五一		
二十五歳以上	五一		

三 製絲女工の教育程度

教育程度	人員	勤続年限別	人員
全通通學せざる者	三七	一年未滿	三〇一
尋常小學校一年修了者	一七	一年以上	四一七
二年修了者	七二	二年未滿	四〇四
三年修了者	一七五	三年以上	三七九
四年修了者	三四八	四年以上	二三四
五年修了者	一八七	五年以上	一四二
六年修了者	一五〇	六年以上	一三二
高等小學校修了者	七四	合計	二、三五〇
高等小學校全科卒業者	七		
計	二、三五〇		

4 吳工廠女工調査

本年四月に於ける吳工廠總數は一千七百九十六名であるが

部門	人員
砲熷部	六三
水雷部	三六
製鋼部	一七
火藥試	三
造船部	二〇
造機部	二六
會計部	一五
検査官部	三
教育程度	三

3 警視廳管轄内製絲女工調査

一 製絲女工の勤続年限

義務教育未了 九三三 義務教育終了 五七  
義務教育以上のもの 二三三 高女程度終了 三四

未婚者 一三〇 有夫者 一、四四 寡婦 二二

ニ 九年度平均月収

一月 一七・九七 二月 二〇・六六 三月 二二・六  
四月 三三・八〇 五月 三三・七三 六月 三六・八一  
七月 二四・三三 八月 三三・九四 九月 三三・九  
十月 二四・三〇 十一月 二六・五五 十二月 四三・〇〇

ホ 勤続加俸(三年以上)を受け居る者  
三年以上 一八 三年以上 一三 五年以上 一四  
六年以上 一五 七年以上 一五 八年以上 一

ヘ 授乳を必要とする女工数は四百十七名にして幼児の年齢別左の如し  
一歳未満 二五 三歳未満 六六 六歳未満 二五  
計 四八六

5 名古屋地方寄宿女工の有する疊數

名古屋市及び隣接各町村に於ける女工を多數を使用する大工場寄宿舎の人員並に疊數に關する名古屋市當局の最近の調査の結果に従へば

社名	疊數	人員	一人當疊數
帝國燃絲	二六〇	一八〇	一・六
近藤紡績	二四〇	一七〇	一・三

女子職業問題

名古屋紡	一九五三	九〇〇	二・三
東洋紡(尾頭)	二〇四四	九四四	二・一
同(下廣井)	一四三〇	一三〇〇	一・〇
同(正木町)	一三〇一	二二〇〇	一・二
日本陶器	一四五〇	五七	二・八
服部紡績	三六八	九四五	三・三
原製絲	一一〇四	七三六	一・五
豐田紡績	二四六〇	一九二六	一・三
菊井紡績	一八九六	一三五二	一・四
愛知織物	一四三九	九六	一・五
同(千種)	一三九四	一五五	〇・九
一人平均疊數			一・六

第三 藝娼妓

一 藝娼妓の保護及待遇改善

1 大阪府懷胎娼妓保護規定

從來大阪府の娼妓取締規則中懷胎娼妓保護に關する何等の規定がなかつた爲め、苛酷なる樓主に抱へられたる娼妓は母子共に非常な悪影響を蒙るより、府保安課は衛生課と協議の末左の事項を定め二月一日附を以て府下各遊廓所在地警察署長に對し取締方を命令した。

一、娼妓が懷胎したる場合は六箇月に達すると同時に休業せしむる事

一、分娩後四十五日を経過して復業するも尙分娩の爲め身體に異常を生じ治療を要する場合

には直に休業せしむべき事(流産の場合も同じ) 因に本問題に關する各府縣の例を見るに次のようである。

警視廳 前後三箇月。新潟 六箇月より分娩後三箇月。三重 六箇月より、後六十日。青森 五箇月より、後二箇月。秋田 六箇月後より七十日。鳥根 五箇月より、後一箇月。廣島 六箇月より、後五十日。香川 五箇月以上。高知 六箇月以上。長野 七箇月より、後三箇月。

2 廣島縣府中町の娼妓待遇改善

廣島縣府中町遊廓の各樓主は娼妓待遇に關する警察署長よりの忠告に従ひ種々協議を重ねたる結果二月一日より左の事項を實施するに至つた。

一、毎月一日の公休日を定め當日には自由に娼妓の外出を許す事。二、抱妓に對しては毎月の揚代金の八分を與へ内半額は券番を経て貯金せしむる事。三、五圓以上借金をする場合警察署の許可を得なければ貸さぬ事

3 吳市の娼妓待遇改善

吳市旭遊廓にては海兵の反對運動の爲め



一時延期してゐた玉代の値上を四月一日から實施し其に代ふるに娼妓の待遇を改善することとした。即ち

娼妓に對する賞與金を揚代金總額の五分以上一割まで累進法に依り給與する事、部屋道具衣裳化粧品等も全部樓主に於て負擔する事、毎月一回公休日を設け或ひは慰安會を催す事遊廓事務所に於て娼妓の貯金を整理すること等

#### 4 鳥根縣下十四歳未満少女の藝妓

##### 酌婦營業禁止

曩に藝妓宿屋入禁止を斷行した鳥根縣警察部は更は十四歳未満の義務教育未了の少女を藝妓見習と稱して營業の許可を受けず報酬を得て客席に侍せしむる者があるを遺憾とし昨年十二月中之が取締として

- (一) 赤貧者たるを否かを問はず十四歳未満の義務教育を終へざる者に對して絶対に藝妓營業を許可せざること
- (二) 藝妓營業の許可を受けざる者を絶対に客席に侍せしむ可からず
- (三) 義務教育の修了は尋常小學校卒業證書により證明せしむること

の三項を設けて發布したるが酌婦に關しては未だ何等の規定なかりし爲め之を奇貨と

して十四歳未満の少女を酌婦名義にて客席に侍せしむるものあるを以て一月上旬更に酌婦取法規を制定して前同様十四歳未満の少女の酌婦たるを禁止した。

#### 5 八幡市の藝妓酌婦公休制

八幡中央兩券番に於て協定、八月より實施することになつた藝妓公休制は左の如くである。

- 一、毎月一日公休日を與ふること但し一個月を通じて線香二十本以上賣揚げたる者は一個月三日間休業したる場合にも其内一日は公休と認むること、又父母の病氣見舞、慰安、墓參等の爲めに公休日を使用する向は二日間延長することを得
- 一、公休日を使用する時と雖抱主の承諾なくして市外に旅行するを得ず、市内外出の場合と雖行先を抱主に明示することを要す、市内外出は午前十時より午後六時迄とす
- 一、公休日たる事を明示して稼業したる時は賣揚線香料の半額は藝妓の所得とす
- 一、公休日は蓄積して利用するを得
- 一、以上各項に違犯した者は公休日三日以内を取消す事を得

尚酌婦に對しても同様に左の方法で公休日其他の件を協定した

- 一、毎月一日慰安の爲め公休日を與ふる事

- 一、稼業の爲め客席に使用する衣類は成可く雇主より無料貸與の方法を講ずる事
- 一、從來酌婦の逃走の際其捜査費用は逃走酌婦の負擔とする慣行あるも將來は酌婦に負擔せしめざる事
- 一、貸金貸借簿を調製し雇主酌婦各一冊を所持する事

#### 6 廣島縣糸崎遊廓組合と藝妓保護規約

##### 護規約

廣島縣糸崎町にては近來漸次公娼が減少を來たし私娼の跋扈甚だしき爲め同地警察署長は當業者と種々折衝の結果一種の組合を設け現在二十一の貨座敷業者と、藝妓の置屋を之に加へて一種の講を作り其口數は各自の分に應じて加入せしめることとし約壹萬二千餘圓の金を得たるより之を以て十餘名の公娼を抱へ各業者に抽籤で分ち、娼妓を割當てられた各樓主は揚代金の多少に拘らず毎月一定の金額を組合に返還し、組合にては其金を以て再度公娼を抱へ他の樓主に分つといふ組織を作つたが、將來は同組合を株式會社になさんとする考へであるといふ。同組合の藝妓保護規約は左記の通りである。

藝娼妓保護規約

- 第一條 本規約は糸崎町に於ける貸座敷並に藝妓置屋營業者に於て藝娼妓に對し毎月賞與金を與へ満期廢業又は住換の時慰藉金を交附する等待遇の改善を圖るものとす
- 第二條 貸座敷並に置屋は左記要式の簿冊を備へ毎月收入其他の事項を記載す
- 第三條 賞與金並に慰藉金等は左記各項に依りこれを交附し當月分を取纏め翌月迄に各取締人に申出るものとす但し逃走者又は不正の廢業者に對しては交附の限りに非らず
- 一、賞與金は毎月揚代金七十圓以上百圓以下は百分の三、百圓以上二十圓を増す毎に一圓を加ふ
- 二、慰藉金は年期内總場高の百分の二以上とす
- 第四條 業務に起因する疾病にして休業一ヶ月三日以内はこれを皆勤に見なす、娼妓にして稼業中妊娠したる時は分娩並に其後要したる費用は抱主娼妓折半負擔す
- 第五條 藝娼妓にして毎月二十五日以上の皆勤者には一日間の休暇を與ふ、毎年一回以上抱主負擔の許に一齊に休業し慰安會を開く
- 第六條 藝娼妓の違約金は一ヶ年未滿二割一ヶ年以上一割契約年期の半ばを越ゆる時はこれを免除す、前借金又は臨時の借金に封する利息は規定の利息の範圍を越ゆる事を得ず
- 第七條 藝娼妓にして三十圓以上の別借を爲さんとする時は返還方法を記し警察署長の承認を得るものとす

女子職業問題

第八條 藝娼妓の待遇改善左の各項に依るべし

- 一、三度の食事は努めて樓主家族と同一にする事
- 二、部屋道具其他稼業上必要な品は一切樓主の負擔とする事但し藝妓は最初の契約に依る事
- 三、自辨の花は附けざる事
- 四、二回花に出づる時後の揚代金は其半額を本人に給與する事
- 五、娼妓入院中の日用品は樓主の負擔とする事
- 六、藝娼妓の徳義觀念並に衛生思想修養のため抱主の負擔にて名士を聘し講演を聞き尙教師を雇ひ裁縫作法等を教ふる事
- 七、毎月五十錢以上の規約貯金をなさしむる事
- 第九條 藝娼妓取締人は毎月十日迄に收支計算簿賞與金並に慰藉金の交附簿及貯金通帳を警察署又は糸崎巡查部長派出所に提出し前月分の検査を受くるものとす
- 第十條 本規約を變更せんとする時は同業者の決議を経て警察署長の承認を受くるものとす

二 調査統計

1 主要府縣の私娼事情

内務省衛生局にては、近き將來花柳病豫防法を制定する必要上五月四日附を以つて各地方長官に對し私娼の調査方を依頼したが、今左に主要府縣に於ける之が調査の結果を掲げる。然し元來私娼の調査は極めて困難にして、且各府縣に於て之が調査の任に當りしは専ら警察官であつたから統計も亦完全であるとは言ひ得ない。然し大體の傾向を知るには十分であらう。

イ 大阪府

(自明治四十四年至大正九年十個年の事情)

一、郡市別に於ての私娼數

十年間に密賣淫として檢舉されたる私娼四千二百五十人、その中三千五百人迄は大阪市及接續町村に於ていある。各年度に於ける被檢舉者數は非常に變化があるが之は主として檢舉の緩嚴如何に依ることであるから茲に記載の要はあらず。

一、年齢別

十六歳未満 八一 十六歳以上 一、二九四  
二十歳以上 一、三〇八 二十五歳以上 七九七  
三十歳以上 八六〇

一、前身及職業別關係

女工 一、八六六 藝妓 七四 仲居酌人 二、九  
遊藝 料理屋待 七  
嫁人 三 合席貸の 二九 娼妓 三  
其他 一、七七七 雇女 三

ロ 兵庫縣

一、私娼の地方的名稱  
高等淫賣、辻淫賣、白首、ムスメ(外國人用)

一、私娼の分布状況

高等淫賣の本場は神戸市山本通、北長狹、中山手通の各一、二、三丁目  
辻淫賣の本場は新川、荒田等

一、前身及職業別關係

藝妓 一五 雇仲居 一四 酌婦 二四  
雇女 五 女工 五 産婆 一  
下女 二 無職 二六 其他 三

職業別 年齢 廿五歳迄 廿五歳以上 卅歳以上

藝妓 二七 三 九  
雇仲居 一 三 三  
酌婦 一 七 一〇  
女工 二 七 七  
無職 一 五 七  
其他 一 八 二

ハ 愛知縣

一、私娼の地方的名稱

モカ(百花又は藻被)カンツ(燗壺よりの轉化) テンレツ、ヤシヤコラ(兩者共三河地方の俗言)

一、前身及職業別關係と年齢

酌婦又は旅藝妓にして又酌婦は其前身女工が最も多く宿屋の下女、飯盛之に次ぐ。  
年齢は二十歳前後より三十歳前後最も多し。

ニ 奈良縣

一、私娼の分布状況

市部 五七 郡部 九九一  
公娼を有する奈良、郡山等の市街地は比較的少なく、公娼のゐない町村に多い殊に男工を多く

一、年齢別

二十歳未満 二六 二十歳以上 三六  
二十五歳以上 二〇 三十歳以上 二七  
三十五歳以上 九 四十歳以上 六  
四十五歳以上 三 五十歳以上 一  
尙参考の爲めに大正九年末調査に據る檢舉されたる密淫賣者の職業並に其年齢を左に掲載しよう。

廿五歳以上 四十歳以上 四十五歳以上 計

三 三 一六〇  
三 三 四  
三 三 二八  
三 三 二  
五 四 二八〇  
一 一 九

使役する工場所在地、遊覽本位の生駒、初瀬等に多い。

一、年齢別

十六歳未満 一四 十六歳以上 三三  
三十歳以上 二〇 四十歳以上 三〇  
四十歳未満 二〇 四十歳以上 三〇

一、前身調  
紡績織物其他の女工、娼妓を以て最多とし、次に下女、子守奉公等をする百姓娘、看護婦等である。

2 大阪府下藝妓調

大阪府保安課に於ては今春府下の藝妓事

情の調査を行つたが、其の内稍正確なりと信じられる事項を擧ぐれば如左。

一、出生別

嫡出 庶子 私生子 養女 計  
三、六四 二、八四 五、七九 五、三二

一、家庭状況

實父母に其一方の他人に養育され 欠けたる 育せられたる者 計  
三、〇七 一、三九 七、五

一、教育状況

小學校を同上卒業 中等教育を受けたる者 計  
二、三九 二、九六 五、三二

一、藝妓見習開始年齢

十歳未満 十四歳 十四歳以上 其他 計  
七、三 一、五三 二、二六 七、六 五、三二

一、稼業種別

抱 自賄 半自賄 計  
一、六三 二、九七 五、三二

一、契約年限

一年 二年 三年 四年 五年 六年 七年  
三 七、一、三三 四、五 八、七 二、四三 八  
八年 九年 十年 年限なき者 計  
三 〇 二 二、〇三 五、三二

一、稼業平均年限

二年五ヶ月強

一、廢業後

婚姻せる者 姫妓とされる者 妾となる者 他府縣へ轉出せる者

貸座敷及び料理屋業を営む者 不明

(大正九年末より既往五年間の統計)

### 3 兵庫縣下の藝妓酌婦數並年齢

兵庫縣保安課が本年春調査せし同縣下の藝妓數並年齢別如左。

二十歳	三十歳	四十歳	四十歳以上	合計
未滿	未滿	未滿	以上	
藝妓 二、三五	一、三五	三、〇六	八	三、八〇
娼妓 一、七三	一、七三	八三	二	三、〇四
合計 六、二六	八、六二	一、二八	三二	一五、四二

### 4 神戸市の藝妓事情

神戸市社會課の大正十年三月末日現在市内藝妓調査の内主要なるものを擧ぐれば如左。

一、藝妓數	七箇所
檢番	四八七
藝妓置屋	二、二八九
藝妓總數	娼妓數
福原遊廓	九〇
新川遊廓	二〇
貸座敷數	一、〇六七
娼妓數	二三八

### 女子職業問題

合計 一、三〇五

一、遊客數並消費高

一ヶ年の遊客數

内國人 六二四、九〇九人 外國人 一、四八三人

即ち神戸市男子入りの約一割四分の割合に當る。而して一日娼妓一人の遊客は一人強に當る。

消費總額 二、四七八、六二七円

一、年齢

廿歳未滿 一、三五七人

廿歳以上 七七八人

卅歳以上 一、〇四二人

一、出身地

イ 藝妓 兵庫縣最も多く四割強を占め、次が一割強の東京府、次に愛知の順序、兵庫縣の多いのは寄留してゐるからである。

ロ 娼妓 熊本縣一割強、三重縣七分、長崎縣七分、東京府六分、兵庫縣六分、大阪府五分等其主なるもの。

### 5 福岡縣下の娼妓事情

福岡縣警察部の調査に係る大正十年九月末日現在の同縣下藝妓事情の内最なるものを擧ぐれば如左。

娼妓年齢別

二十歳以下 四三人

廿五歳以下 一、二七三人

卅歳以下 四四九人

合計 二、二九七人

前借金

五百圓以下 一八八人

千圓以下 三三三人

千五百圓以下 二六〇人

二千圓以下 一五〇人

前職業別

女工 六六人

下女 一〇八人

藝妓 一〇八人

炭坑稼 三五人

其他 九三人

娼妓になりし原因

家計困難 一、九六六人

虚榮 七人

放蕩の果墮落 二三人

誘拐 三三人

借財消却犠牲 七人

商業 七〇人

酌婦 五八六人

無職 二〇三人

農 二〇三人

職 二〇三人

二千圓以上 一五三人

千八百圓以下 三三三人

千三百圓以下 三三三人

八百圓以下 四四九人

五百圓以下 一八八人

千圓以下 三三三人

十二歳以上十八歳未滿	藝妓の部	娼妓の部
十八歳以上廿歳未滿	三四四人	一〇九人
廿歳以上廿五歳未滿	一三二人	一〇九人
廿五歳以上卅歳未滿	一七八人	四〇三人
三十歳以上三十五歳未滿	五九人	一四三人
合計	四七人	二七人

三十五歳以上四十歳未満 四二  
四十歳以上 一〇

7 奈良縣の藝娼妓酌婦

二月二十五日現在奈良縣下藝娼妓酌婦數 五人、最後に藝妓の三百九十三人にして出 上が最も多く藝妓九十五人、娼妓三百三十  
は一千六百四十三人を算してゐる。第一位 十三人の順位である。更に年齢別によると 前後に過ぎない、三十歳未満に至つては二  
は酌婦で七百十五人、次に娼妓の五百三十 藝娼妓酌婦を通じて二十五歳未満二十歳以 十五歳未満の約半数位である。

8 北海道娼妓藝妓酌婦教育別年齢別調

(大正十年四月末現在 北海道廳警察部調査)

教育程度	娼妓				藝妓				酌婦			
	廿歳未満	卅歳未満	四十歳未満	四十歳以上	廿歳未満	卅歳未満	四十歳未満	四十歳以上	廿歳未満	卅歳未満	四十歳未満	四十歳以上
尋常小學校半途退學	五	三九	五	一	七六	六四	一四	五	五〇	八五	七	三
同 卒業	二七	四二	二	一	五〇	四一	五	二〇	二〇	三九	四	一
高等科半途退學	二	一五	三	一	一五	一四	三〇	五	四	一七	二	一
高等小學校卒業	五	九	三	一	四	三	三	一	四	九	二	一
中等教育を受けたるもの	一	三	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一
學校の教育を(有筆)	六	三〇	八	一	三三	二	二	八	四	一三	三	二
受けざるもの(無筆)	五	二六	五	一	二四	七	八	一	四	一三	二	一
計	二〇	二、四九	二八	一	一、四六	一、三三	三六	九	一、八二	一、八二	二七	三

9 全國藝妓及娼妓數調

(内務省警保局 大正九年末調査)

道及府縣	藝妓		娼妓		計
	大	小	業娼妓兼	娼妓	
北海道	二、三〇	四九	一	二、五〇	五、〇七五
東京	六、七六	一、二六	一	五、五六	一、四〇八
京都	二、〇三	七	一	二、九六	三、二八六
大阪					三、二八六
神奈川					三、二八六
兵庫					三、二八六
長崎					三、二八六
新潟					三、二八六
埼玉					三、二八六
群馬					三、二八六
千葉					三、二八六
茨城					三、二八六
栃木					三、二八六
奈良					三、二八六
三重					三、二八六
愛知					三、二八六
静岡					三、二八六
山梨					三、二八六
滋賀					三、二八六
岐阜					三、二八六
長野					三、二八六
計	二、〇三	七	一	二、九六	二、九六

女子職業問題

宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
二六六	九〇六	二九六	三三〇	三六六	二四二	二〇〇	一五五	一五七	二二五	二七〇	二五五	一、二九	一、二〇	一、二〇	四四	三三	一、二〇	一、二〇	一、八五	四八	三三〇	四〇〇	四〇〇	三三	三	五、一五
三	二二	三三	二四	三三	一〇	一〇	二	二	三	三	七	三	三	三	一	一	三	六	二	四	一	一	一	一	一	六、〇五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六
四〇五	三三	三三	四六	七二	二五	三三	四七	四七	一四〇	六	六〇	二、〇三	九六	一四	一八	四三	一〇	四二	二、〇一	三七	三六	三九	一四	一四	一	四、三六

一 東京市内に於ける女中派出所  
 近來家婢拂底の聲が叫ばれて來たが、大都會に於ては殊に甚しくなつて來た。蓋し從來女中になるべき女子が輓近の商工業の發展と共に漸く此方面に走るからであらう然し、より多くの報酬と、より多くの自由との得らるゝ限りそれは寧ろ當然のことであらう。かくして女中の拂底は決つして緩和せるべくも觀へない。斯かる事情の下に生れて來たのが女中派出所であつたが、それは一方に於て女中拂底を緩和すると共に他方に於て女中自身により多くの報酬とより多くの自由とを與へんとする企圖である。即ち恰も派出所看護婦會の如き形式を執るものである。

右の内典型的なるものとして婦人共同派出婦會の會規の内主要なるものを左に掲ぐ  
 婦人共同派出所々規  
 本會は婦人共同派出所と稱し大正七年十月一日創立いたしました  
 派出所を差上げました時は一回の手數料金貳拾錢を御申受け致します  
 派出所は臨時の御手傳を本分と致しますもの故一期を二週間と致して有ります引續き御入用の節は改めて御申込被下ませ派出所手數料は一期毎に頂戴致します  
 派出所は通勤と住込の二種と致してあります通勤時間は夏季、冬季にて多少の差がありますが午前七時から午後七時と致してあります  
 毎週火曜日曜後八時より九時半まで派出所の精神修養の爲め本會へ四谷教會牧師來會傳道が御座います故恐入りますが御同情被下まして此の時間文派出所中の者を會へ御遣し被下す様願ひ上げます

派出料  
 一、保姆兼家事取締婦（高女卒業以上の學力有る中年以上堅實の婦人）  
 （一日分）壹圓五拾錢より貳圓まで  
 一、給仕婦  
 （御婚禮法事御家庭小宴其他の御給仕）  
 （同）參圓より參圓五拾錢まで  
 一、雜用婦（御家庭の御雜用一切）  
 （同）七拾錢より壹圓貳拾錢まで  
 一、特別雜用婦（午前九時より午後四時まで）  
 （同）五拾錢より七拾錢まで

一、病産婦附添婦

(同)

壹圓より壹圓五拾錢まで

一、裁縫婦(同)

八拾錢より壹圓貳拾錢まで

尙同會の現況を少しく述べれば、八月中

旬現在の派出婦員數貳百名程にして、雇主は市内よりは府下に多い、之は市内には水道瓦斯の設備があるが市外には井戸にて水を汲上げなければならぬので自然女中が長續きしないからであらう。雇主は數の上にて官吏、會社員、軍人、新聞雜誌記者、實業家、華族の順序、花柳界、旅館下宿屋へは派出せない。現在申込は常に派出婦の倍數を示してゐる。派出婦の年齢は貳拾歳以上五拾歳以下で最も多くは貳拾歳以上四拾歳以下である。多くは離婚者、未亡人である。

一 家事改良會の女中調査

東京市に於ける家事改良會にては六月上旬女中の調査をなすべく左の如き事項を主婦並に女中へ問合せた。

□主婦への質問

- (一) 従來の稱呼たる「女中下婢」を改むる必要はありますか、若しありましたら適當な稱呼(名前をさん附けて呼んでは如何でせう)
- (二) お宅の女中さんの重なる任務と勤務時間

- (三) 一ヶ月一回乃至二回位三時間位の豫定で女中さん達の娛樂修身會を催したし、それだけの御暇下さるや、下さるとすれば幾日かよろしいでせうかまた夜晝何れがよろしいでせう
- (四) 慰安、慰勞、病氣等に關して適當な救濟扶助方法はありますか(尙お宅の實際をお示しくださいれば幸甚)
- (五) 一般の女中さんに望ましい諸點

□女中への質問

- (一) あなた方が最もつらいとお考へになつた事
- (二) あなた方が最もうれしいとお考へになつた事
- (三) あなた方の最も好きな娛樂(活動、芝居、寄席等其他)
- (四) 御主人側に對し斯うして頂きたいと思召されたる希望
- (五) 一ヶ月一回位修養會を催したいですが御賛成下さるでせうか

□女中の回答

同會にては左記女中への質問書を市内三千の女中へ送つたが締切迄に其十分の一も回答が來なかつたので更に數千通を發し約二千の回答を得た、其結果左の如くである。

- (一) あなた方の最も辛いとお考へになつた事(問)
- (答)(イ) 主人や子供さん方の無理な小言(二千名中千六百廿五人)

- (ロ) 就寝時間の不定にして殊に深更まで來客のある時(二千名中千五十六名)
- (ハ) 病氣の時あてつけがましくされる時(二千名中百廿八名)
- (二) あなた方が最もうれしいとお考へになつた事(問)
- (答)(イ) 主人が心から感謝の意を表せられた時(二千名中千八百五十八名)
- (ロ) 仕事を了つて全く自分の自由になつた時(二千名中千百廿七名)
- (ハ) 月々の手當意外特に思召を頂いた時(二千名中百五十五名)
- (三) あなた方の最も好きな娛樂は(問)
- (答)(イ) 活動寫眞(二千名中千八百七十六名)
- (ロ) 芝居(二千名中二百五十名)
- (ハ) 手藝(二千名中七名)
- (四) 斯うして頂きたいと思はれる事(御主人側に對して)(問)
- (答)(イ) 労働婦人さいふのでなく家族の一員として待遇が願ひたい(二千名中千七百廿二名)
- (ロ) 恩愛の眞情にて待遇が願ひたい(二千名中七百廿三名)
- (ハ) 月に一日のお休みを頂きたい(二千名中二百六十一名)
- (五) 一ヶ月一回位修養會を催したいですが御賛成下さるでせうか(二千名中全部賛成)

第五 看護婦

## 一 東京府看護婦聯合組合の

### 救濟規定

東京市神田區西小川町一の一に在る東京府看護婦聯合組合に於ては兼て看護婦の救濟規定を警視廳に請願中であつたが三月下旬認可せられた。其内容は、十五區に分れた各管内の看護婦組合は所屬看護婦一人に付一箇月一圓宛を救濟金として聯合組合に保管して置き、公定傳染病に感染した看護婦には發病當日から五十日間一日平均一圓から二圓位迄、普通病者へは一ヶ月以上服藥治療の證明ある者に十圓、肺結核二期以上の者に二十圓、死亡者に對しては金二百圓以内を弔慰金として支給する事等である。

### 二 陸軍の看護婦採用

陸軍省に於ては多年の懸案であつた看護婦採用を七月十八日省令第二十號を以て正式に公表した。同令に據ると「特ニ指定セラルタル衛戍病院ニ限り看護長代用雇員又ハ看護卒代用傭人ハ看護婦ヲ以テ充用スルコトヲ得」而して「看護長代用雇員タル看護婦ヲ陸軍看護婦長トシ看護卒代用傭人タル

看護婦ヲ陸軍看護婦トス」と規定せられ給料は看護婦長は月給八十圓以下、看護婦は五十五圓以下別に被服料を支給せられる。

## 第六 電話交換手

### 1 津郵便局交換手事情

四月十二日現在津郵便局交換手事情左の如し

交換手數は、書記補(判任官)一名、主事補四名、交換手四十名、交換手見習四名合計四十九名。年齢別は二十三歳一名、二十二歳三名、二十一歳二名、二十歳四名、十九歳六名、十八歳九名、十七歳十一名、十六歳九名、十五歳四名、十四歳一名。勤続年數は八年一名、七年二名、四年二名、三年八名、二年九名、一年六名、一年未滿九名、六ヶ月、未滿十二名。給料は書記補月俸參拾參圓、主任補日給最高八十五錢、最低六十五錢、平均八十二錢五厘、交換手日給最高六十錢、最低四十錢、平均五十一錢六厘他に臨時手當として毎月平均約二圓、年四回勤勉手當として一回約四五圓の給與がある。

### 2 京城郵便局の交換手

一月現在京城郵便局の交換手は内地人百二十九名、鮮人二十三名、合計百五十二名にして、採用程度は内鮮人共高等小學校卒業以上である。而して採用後三ヶ月は見習にして之を終つて一人前の交換手となる。勤務時間は繁閑に依つて一定しないが一日平均七時間乃至八時間、一時間毎に十五分間の休憩時間があり、別室の娛樂室に於て休むことになつてゐる。又非番の時間を利用して習字、裁縫、國語、算術等の無料教授を行つてゐる。給料は初任級日額六十五錢前後、現在最高内地人月額七十圓、尙此外に勤務手當が支給せられ、通勤道程によりては電車賃をも支給してゐる。

### 3 東京浪花電話局交換手家族調査

東京浪花電話局に於ては二月中主事補、交換手合計三百五十三名に就き其家族の頭數の調査をなしたが其結果左の如し。

二人家族	九名	六人家族	五十五名
三人	三十名	七人	七十九名
四人	四十九名	八人	三十六名
五人	五十八名	九人	二十三名



十 人家族 九名 十二人家族 十一人〃 五名 十三人〃

4 札幌電話局交換手事情

札幌電話課には二月上旬現在見習八名、交換手七十六名、主事補七名、判任書記補三名、書記一名が勤務してゐる。見習期間二ヶ月日給四十四銭、交換手初任給五十七銭、特別及勤勉兩手當一ヶ月平均三圓以上を支給せられ目下の最高給は七十四銭である、主事補日給最高給八十九銭、判任書記補の初任給は月給三十圓にて現在の最高給は三十九圓である。尙交換手の年功加給制は電信課と同様であるが只主事補は二年勤続月一圓三年一圓五十銭五年二圓七年三圓十年四圓にして稍高率を示してゐる。交換手の年齢は十四歳から二十歳迄平均十六歳勤続年限平均二ヶ年である。

5 廣島郵便局交換手勤続年數調

(大正十年九月一日現在)

年數別	書記補	主事補	交換手
一ヶ月以内	—	—	一六
三ヶ月以内	—	—	二九
五ヶ月以内	—	—	四
六ヶ月以内	—	—	三

勤続年數	一ヶ年以内	二ヶ年以内	三ヶ年以内	四ヶ年以内	五ヶ年以内	六ヶ年以内	七ヶ年以内	八ヶ年以内	九ヶ年以内	十ヶ年以内	平均
九ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一年三ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一年六ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一年九ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二年三ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二年半以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三年九ヶ月以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三ヶ年半	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四ヶ年半以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十ヶ年以内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第七 女教員

一 全國小學校女教員大會並講習會

講習會

三月の學年末休暇を利用して國民教育獎勵會主催の全國小學校女教員大會並に講習會が東京女子高等師範學校並に一ツ橋帝國教育會に於て開催せられた。

會期は三月二十八日より三十一日の四日間講習學科如左

- 一、明治時代の名婦(二時間) 下田歌子
- 一、文藝批判の標準(四時間) 齋藤 勇
- 一、藝術と道徳(四時間) 阿部次郎
- 一、家事教授に就て(二時間) 井上秀子
- 一、顧みられざる食品に就て(三時間) 一月伊勢
- 一、女性の心理(四時間) 下田次郎
- 一、歐米に於ける女子の運動(四時間) 吉田熊次

一、國運の發展と女子教育(科外講演)

湯原元一

女教員大會の協議事項如左

協議事項

- 一、有夫女教員の主婦たるの任務を盡すべき適當なる方法如何
- 一、一人前の仕事なるを以て之を現在の如き有様に委する時は何れの任務も之を完うする能はざるにあらざるか
- 二、有夫女教員の出勤時間は之を半減(俸給も相當減額支給)して家庭に於ける任務を完うせしむるを可させざるか
- 三、前項の方法の外他に適當と思はるゝものあらば其大要を擧ぐる事

附帶協議事項

- 女教員として(イ)同僚に對し(ロ)學校に對し(ハ)監督者に對し(ニ)一般社會に對し要求す

る所又は其注意を喚起せんとする所如何

## 二 調査、統計

### 1 文部省の女教員産前産後休養調査

文部省學校衛生課に於ては八月中旬學校衛生上の参考に資する爲め各地方長官に宛て各學校に於ける女教員の産前産後の休養に關し左の三項を照會した。

- 一、産前産後休養に關し發布せられたる規定の有無及其内容
- 一、該規定の有無に拘らず右休養實行の概況
- 一、右休養に關し今後の處置に關する貴官の意見

### 2 京都市小學校女教員調査

京都市にては大正九年十一月現在同市に於ける小學校女教員の實情と生活の真相とに關する調査をなし有益なる統計資料を提供したが、左に其主なるものを擧げる。

#### 一、調査總人員 四百七十六

十一月十日現在の小學校教員總數千二百八十九の中女子は四百八十二(男女の割合男六割三分弱女三割七分強)中調査未了のもの六

#### 二、有夫女教員總數 二百六十二

但此内に夫に死別の者十七、離別の者十三計

三十を含めるを以て差引現在の有夫者數二百四十二にして女教員總數の五〇・八四パーセントに當る。

#### 三、夫の職業別

小學校教員(現職)百三(有夫者總數の三九・三パーセント)無職(死別、離別、病中の者恩給生活者、資産ある者等を含む)三十六  
會社員二十九、官公吏二十七、中等學校教員十五、學生十、商業八、畫工八、銀行員六、他は略す

#### 四、同居家族數 千九百五十二

内 男子七百九十三、女子千五百五十九  
家族の最多き者男四女九計十三最も少きもの女一計一平均四・三

#### 五、有夫者の子供に關する調査

- (一)子供無き者七十七
- (二)子供有る者百八十五
- (三)子供の總數三百三十四
- 内男兒百六十三、女兒百七十一、平均一・八一  
現存子女の最多六(男二女四)但此内十九(男一〇女九)は母親の教職に在りし際の乳兒に非ず

#### 六、授乳に關する調査 (百七十に就ての調査)

母親の數は延數に非ず)子供を持てる者百八十五中教職に在りし際には乳兒なかりし者(出産後直に退職せし者を含む)十五を控除し授乳調べに入るべきは百七十とす

(一)乳兒を持ちたる際學校にて専ら授乳せし者二十九

右は出勤中母乳以外の營養を用ひざる者なり、之は又學校に於て授乳せし者のみに限らず、學校附近に宅ありて専ら授乳せし者をも含む

(二)同上、學校午餐時に一回のみ學校にて授乳せし者三十六

右は職員定日には別に午後一回與へし者、乳量少き爲め一回に止めし者、家庭少き爲に一回以上與ふる能はざりし者等をも含む

(三)同上、全々授乳せざりし者九十五

此内には住宅遠方の爲に授乳せざりし者と家に無人の爲他に預けなどせしもの、其他の事情によるものを含む、但母乳無き者母乳に故障ありて授乳不適の者等は一切含まず皆完全母乳の具有者にして乳兒にも母乳を不要とする事情なかりし者

(四)同上、母乳無き者又は病氣の爲育兒に不適の者十、故に當然授乳すべき筈にてありし者は結局百六十となるを以て

(イ)學校にて全部授乳せし者は授乳すべかりし者の一八・一七パーセント

(ロ)學校にて一回授乳せし者は授乳すべかりし者の二二・五〇パーセント

(ハ)學校にて一切授乳せざりし者は授乳すべかりし者の五九・三七パーセント

#### 七、流産(死産をも含む)に關する調査 (回數は延にて示す)

流産の總回数五十回(内死産九回を含む)  
師範出身者は五弱に一回の割

女學校出身者は七弱に一回の割  
其他の出身者は六弱同

八、死亡兒に關する調

死亡總數六十一、其年齡別次表の如し

年齡	一	二	三	四	五	六	八	二	三	六	七	八	二	三
人員	三	六	四	四	三	四	一	二	一	二	一	一	一	一

右に付現存子供總數三百三十四に死亡兒六十  
一を加へ之を子供總數として死亡兒を比する  
時は一五・四四パーセントに當る。

尙死亡兒全總數に一歳未満の死亡兒を比す  
るに四九・一八パーセントに當り、又一歳以上  
十歳未満は三六・〇六パーセントに當り、十歳  
以上の者は一四・七五パーセントに當る。

學校にて専ら授乳せし者七十一同上の子供總  
數六十二に對し一一・二七パーセントに當  
る

九、死亡兒と授乳との關係の調査

(一)死亡兒六十一中

學校にて一切授乳せざりし者四十四(同上  
の子供總數二百五十三に對し一七・三九パ  
ーセントに當る。

一〇、惡阻に關する調査 調査せしは百八  
十二(延にて妊娠度數)

(二)惡阻を覺え其期間の略明瞭なるもの百七、其内譯次の如し

期間	七	一〇	一四	一五	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	九〇	一〇〇	一五〇	一八〇
人數	八	一	四	三	五	三	二	三	六	二	一〇	二	三	一

平均期間四三・九〇日  
右の内學校を休みし人數十九

期間	二	三	五	七	一〇	二〇	二五	二六	三〇	四〇	六〇
人數	二	三	二	二	四	一	一	一	一	一	一

平均一八・〇一日  
(二)惡阻は覺えぬではないが極めて軽く期間  
も不明瞭學校も休まぬ者五十六

一、産前に關する調査 調査せしは二百  
三十八(即ち延にて妊娠度數に當る)  
(一)學校を休みし事なき者百十六(即ち全體  
の四八・七三%)

(二)學校を休みし事ある者百二十二(即ち全  
體の五一・二六%)  
内譯如左

期間	一	二	三	四	五	六	七	八	一〇	二
人數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇

平均九・三七

二、産後に關する調査 調査二百三十八  
(即延にて分娩度數に當る)

(一)學校を休みたるは慥かなれども期間不明  
の者十

(二)學校を休み期間明瞭し居る者二百二十八  
(内譯表略)最長九十日、最短五日、平均二九  
・七九

(三)産の難易(略す)  
(四)産後餘症を起せし者六十一(但延人員)  
其主なるものを擧げると如左

脚氣	一〇	腎臟炎	九	産褥熱	五
子宮後轉	三	腹膜炎	三	乳腺炎	三
貧血症	三	血の道	二	子宮病	二
下血	二	リニーマチス	二	子宮内膜炎	二

一三、無人の家庭に關する調査

現在小學校に通學せざる満六歳未満の幼兒を有するもの百四十四親の實數あり内

(一)現に不安心にて始末に因る程度にあるもの三十八

内譯 老母に託せる者二十三、里方に預け居る者五、乳母を雇ひ居る者一、老父に託し居る者一

(二)現に安心して居らるゝ程度に始末し居る者百六

内譯 祖母に託し居る者二、子守女中等雇人に託し居る者四十五、親戚知人に託し居る者五、同居の姉又は妹に託せる者二、幼稚園に預け居る者七、學校に伴ひ遊ばせ居る者二、學校又は住宅附近に個人的託兒をなし居る者十三

一四、女教員の罹りし重き病氣の種類

調査延人員百八十五人其主なるものを擧げると如左

流行性感冒二五 肋膜炎一八 脚氣一二 肺炎一一 腎臓炎一〇 盲腸炎九 神經衰弱八 肋膜炎七 胃腸病六 肺炎カタル五 リユマチス五(以下略)

一五、勤續年限調 調査人員四百七十六(大正九年十一月現在を以て數へ、月數に換算して平均せり)

小學校本科正教員 九年十一月  
尋常科正教員 七年二月  
専科正教員 六年七月

女子職業問題

代用教員 二年六月

(内譯表略す)

一六、女教員年齢調査 調査人員四百七十六  
小本正平均年齢二十九年二月(三百三十八)  
尋本正同 二十六年二月(百十七)

專正同 三十四年十月(六)  
代用同 二十四年六月(十五)

(内譯表略す)

小本正最長五三年、最少二〇年、最も人數の多きは二三年、二三年、二四年、二五年とす

一七、教員一年間異動調査 總數二百一十一  
大正八年四月より同九年三月末に至る一ケ年間に休職退職死亡せし教員數(男子に比較して示す)

男百九(小本六一、尋正三〇、代用一八)  
(男總數の〇・二四)  
女百二(小本正七〇、尋正二一、代用一一)  
(女總數の〇・二二)

内譯

男 休職一〇(男總數に比し〇・〇一)  
退職九三(内 〇・一二)  
死亡六(同 〇・〇一)  
女 休職七(女總數に比し〇・〇一)  
退職九一(同 〇・一九)  
死亡四(同 〇・〇一)

3 山形縣女教員産前産後の休養調

(山形縣廳調査)

自大正五年四月至同十年三月五箇年間實際狀況

(一)小學校の部

市郡	休養人員總數	休養期間最短期日數	休養期間最長日數	普通最多日數
山形市	二六	二六	五八	三八
米澤市	一六	三六	七五	五〇
南村山郡	四〇	二〇	八九	四〇
東村山郡	四四	二〇	一一七	四二
西村山郡	六二	二一	八五	四九
北村山郡	三一	二五	五二	四〇
最上郡	四九	一四	七九	四〇
南置賜郡	一九	二八	六九	四二
東置賜郡	五九	二八	七二	四〇
西置賜郡	二九	二八	一二五	四〇
東田川郡	四八	二九	七四	四〇
西田川郡	二〇	二六	六〇	三八
飽海郡	五六	二一	六〇	三〇
合計	四九九	平均二五	七八	四一

(二)中等學校の部

學校別	休養人員總數	休養期間最短期日數	休養期間最長日數	普通最多日數
學校別	休養人員總數	休養期間最短期日數	休養期間最長日數	普通最多日數
師範學校	二	不明	三五	三五
女子師範學校	二	四六	四八	四八
山形高等女學校	一	五三	五三	五三
米澤同	一	三一	四四	四四
鶴岡同	四	二六	二六	二六
酒田同	一	五三	五三	五三
楯岡實科高等女學校	一	四一	四三	四三
計	一一	平均四一	四三	四三

#### 4 福岡縣女教員産前産後休養調

大正十年福岡市吳服尋常小學校訓導下  
川マツエ氏は妊娠に經驗ある小學女教  
員二百三十に就き調査せる結果である

(一)産前産後に於ける實際の休養日數

出産前	百分率	出産後	百分率
なし	一〇	一ヶ月以下	二〇
十月以下	三〇	三十日乃至四十日六〇	三〇
十日乃至二十日五〇	四〇	四十日乃至二ヶ月二〇	二〇
二十日乃至至日一〇			

(二)産前産後に休養あるも尙身體の故障  
訴へし者

缺勤前	百分率	出勤後	百分率
心身特に疲勞し易し		乳量俄かに減少	
下肢充血歩行難		下り物	
下腹部引吊歩行難	六七	腰痛	四八
腰痛		腹痛	
全身浮腫		下肢の麻痺	
腎臓病		全身浮腫	

(三)將來要求したき休養日數

出産前	百分率	出産後	百分率
必要なし	二	四週間	七
七日乃至十日	三	三十日乃至三十五日	三
十日乃至二十日	三	四十日乃至五十日	三
二十日乃至四十日	六	六十日	三
一ヶ月乃至三ヶ月	三		

#### 5、徳島縣女教員分娩調査

徳島縣當局の大正十一年夏同縣下の女教  
員分娩調査の結果如左。

女教員總數	六〇〇
有偶者數	二九六
無偶者數	三〇四

有偶者二百九十六の分娩調は

非妊娠者	四四	一四・八%
分娩後嬰兒死亡	三七	一二・五
一兒を有する者	九九	三三・四
二兒を有する者	五六	一八・九
三兒を有する者	六〇	二〇・三

#### 第八 女子官公吏

##### 一 神戸税關の女監視人採用

神戸税關に於ては監視部に婦人雇員五名  
を二月十六日採用發表した。募集締切は二  
月十日であつたが志願者は四十餘名に達し  
大抵は有夫者にして年齢は二十歳から四十  
歳位、學力は高等女學校卒業程度が多く、  
身分は小學校教員、タイピスト、事務員、家  
庭教師等が一番多く中には官公吏會社員の  
妻も相當あつた。採用者の俸給は初任卅圓  
から五拾圓、勤務時間は午前九時から午後  
四時まで、公休日は六日目に一日である。

尙四月十日第二回女監視人として十名を  
任命した。齡は三十八歳の一人を除いては  
十九歳より廿七歳までの婦人である。

##### 二 鹿兒島縣の女縣視學採用

鹿兒島縣に於ては三月下旬同縣女子師範  
教諭兼第二高女教諭松見君子を縣視學とし  
て採用した。同氏は大正三年東京女子高等  
師範卒業生である。

##### 三 名古屋市女視學任命

缺員中であつた名古屋市女視學には二月  
下旬大阪市から三田田鶴子氏家事、裁縫囑  
託視學として任命せられた。同女史は三重  
縣女子師範第一部又東京女子高等師範學校  
家事裁縫科を卒業後、熊本縣高女大阪市高  
女教諭を経て今回名古屋に赴任年齢二十八  
歳である。